

別記

藤枝市ものづくり設備等導入支援事業費補助金の令和6年度の補助事業等については、次の表のとおりとする。

補助事業	補助の対象	補助率・額	補助限度額
国のものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金に該当する事業	その単価が50万円（消費税及び地方消費税を含まない額）以上の機械装置、測定工具、検査工具及びソフトウェアの購入、借上げ等に要する経費	6分の1（1,000円未満の端数が生じたところはこれを切り捨てた額）	中小企業者にあつては200万円、小規模企業者及び小規模事業者にあつては100万円